

議案第201号

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年11月28日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例

川崎市霊堂条例（昭和40年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の許可に霊堂の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

第2条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の許可をしたときは、使用許可証を交付する。

第3条の見出しを「（申込者の資格）」に改め、同条中「霊堂を使用しようとする者」を「霊堂の使用の申込みができる者」に、「本市に住所を有する者、その他市長の定める資格を有する者」を「本市の区域内に住所を有する者であって、祭祀を主宰するもの」に改め、同条ただし書中「場合」を「とき」に改める。

第4条を次のように改める。

（使用期間）

第4条 霊堂の使用期間は、20年とする。

第5条第1項中「第2条の規定により、使用の許可」を「第2条第1項の許可」に、「使用許可」を「当該許可」に、「5,000円」を「32,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「相当の理由により、必要がある場合においては」を「、特に必要があると認めるときは」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

第9条中「関して」を「関し」に改め、同条を第15条とする。

第8条中「場合」を「とき」に、「霊堂使用許可証」を「使用許可証」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(改葬)

第14条 市長は、使用者が第12条に規定する期間内に焼骨を引き取らないとき、又は使用者が死亡した場合において、当該使用者の地位を承継する者がいないときは、規則で定める場所に改葬することができる。

第7条中「霊堂使用許可証」を「使用許可証」に、「場合」を「とき」に、「300円」を「、300円」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

(許可の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条第1項の許可（第6条第1項の許可の更新を含む。）を取り消すことができる。

(1) 許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反した

とき。

(焼骨の引取り)

第12条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は前条の規定により許可が取り消されたときは、その日から30日以内に焼骨を引き取らなければならない。

第6条中「霊堂使用許可証」を「使用許可証」に、「紛失」を「紛失し、」に、「場合」を「とき」に、「受けることができる」を「受けなければならない」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(許可の更新)

第6条 市長は、使用者が使用期間の満了の日までに引き続き霊堂を使用することを申し出たときは、許可の更新をすることができる。

2 第2条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の許可の更新について準用する。

(使用者の地位の承継)

第7条 使用者が死亡したときその他必要があると認められるときは、当該使用者に代わって祭祀を主宰する者が、その地位を承継することができる。

2 前項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(変更の届出)

第8条 使用者は、氏名又は住所に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第1項の許可を受けている者については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

霊堂について、使用期間を20年とすること、使用料を改定すること等のため、この条例を制定するものである。